

令和7年度 運輸安全マネジメント

日本交通産業株式会社（一般貸切）

安全統括管理者

松尾 勇

1. 安全方針

- (1) 輸送の安全の確保は全てにおいて最優先します。
- (2) 事業に関する法令・規則等を遵守し、安全安心を第一に事業を行います。
- (3) 絶えず輸送の安全性の向上に努め、常に見直し改善を行います。
- (4) 安全管理体制の継続的な改善に取り組みます。
- (5) 安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全の確保の実現に向けた事業主の取り組み

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が弊社の最大の使命であることを深く認識します。
- (2) 社長は、輸送の安全の確保が弊社の最大の使命であることを全社員に意識させます。
- (3) 社長は、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (4) 社長は、安全マネジメントを確実に実施します。
- (5) 社長は、輸送の安全性の向上に絶えず取り組みます。

3. 輸送の安全の確保の実現に向けた安全統括管理者の取り組み

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施及び維持する。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告する。
 - ① 安全重点施策の進捗状況
 - ② 情報伝達及びコミュニケーションの確保状況
 - ③ 事故等に関する情報の報告状況
 - ④ 是正措置及び予防措置の実施状況 等

4. 輸送の安全に関する目標

- | | | | |
|--------------------|----|------|-----|
| (1) 飲酒運転 | ゼロ | (前年度 | 0件) |
| (2) 重大事故(事故報告規則2条) | ゼロ | (前年度 | 0件) |
| (3) 有責人身事故 | ゼロ | (前年度 | 0件) |
| (4) 有責物損事故 | ゼロ | (前年度 | 0件) |
| (5) 健康起因事故 | ゼロ | (前年度 | 0件) |

5. 輸送の安全に関する行動計画(施策)

(1) 取り組み

- ① 乗務前点呼:基本動作の唱和/基本動作の実践
- ② 教育の充実:運転適性診断の受診・運行管理一般講習の受講、適切な運転操作、発車前の安全確認事項、運

行指示書の確認事項

- ③ 運転者年間指導教育計画：作成・実施
- ④ 健康管理の徹底：定期健康診断 100%受診、労働時間の管理
心疾患、脳疾患、糖尿病既往者から定期的に診療結果の報告を受ける

(2)情報伝達・コミュニケーションの確保

- ① 経営会議
- ② グーグルドライブ・Eメールの活用(事故報告書/ヒヤリハット)
- ③ 点呼場に事故関連資料の掲示
- ④ ミドリ十字
- ⑤ 運行時危険個所の情報共有(グーグルマップ/道路交通情報の活用)

(3)事故情報の収集・活用

- ① 事故報告書(グループ間でデータ蓄積・共有・閲覧)
- ② 国土交通省・運輸安全委員会Eメール
- ③ ヒヤリ・ハットの収集
- ④ ドライブレコーダー映像の活用
- ⑤ 損害保険会社の事故情報の活用

(4)必要な教育訓練

- ① 対運行管理者
 - ・運輸安全マネジメントセミナー
 - ・一般講習(毎年)
- ② 対乗務員
 - ・点呼
 - ・事故惹起者研修(振り返り:現場研修・添乗指導)
 - ・適性診断受診(年1回)

6. 点検・評価

- (1) 経営会議(指導主任者 運行管理者 毎月1回)
- (2) 役員・運行管理者による乗務員への個別面談指導(年1回以上)
- (3) グループ事故研修会(指導主任者・運行管理者 年1回)

7. 計画・目標の見直し・改善

- (1) 定期監査
 - ① 役員 年1回
 - ② 運行管理者 年1回
- (2) 見直し・改善
 - ① 本年度末経営会議 年1回(検証)
 - ② 次年度経営会議 年1回(改善)